

平成 23 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 23 年 7 月 25 日

1 平成 23 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表 1 中の下線が付されていない 38 県（生活保護水準と最低賃金との乖離額（比較時点における最新のデータに基づく生活保護水準と最低賃金との乖離額から、前年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお残る乖離額をいう。以下同じ。）が生じていない県）については、表 1 の金額欄に掲げる金額とし、表 1 中の下線が付された 9 都道府県（乖離額が生じている都道府県）については、当該金額と、以下の(1)及び(2)に掲げる金額とを比較して大きい方の金額とする。

(1) 表 2 中の下線が付されていない 5 都道県（昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降乖離額を解消することとされていた都道県）については、原則として、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、昨年度の時点においてそれぞれ同審議会が定めた予定解消期間の年数から 1 年を控除した年数（以下「予定解消残年数」という。）で除して得た金額とする。ただし、宮城については、県内の被害状況等に十分に配慮し、また、今後の復旧・復興状況も見据えつつ、地域の実情を踏まえて適切な審議が行われることを切に希望するものとし、外の 4 都道県については、原則どおりとした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては、当該金額を原則としつつ、同表の C 欄に掲げる乖離額を予定解消残年数に 1 年を加えた年数で除して得た額も踏まえて、審議を行うものとする。

(2) 表 2 中の下線が付された 4 府県（昨年度の乖離額を同年度の地域別最低賃金額の引上げにより一旦解消したが、最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準の比較を行った結果、再び乖離額が生じた府県）については、原則として、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を 2 年以内で、当該乖離額を解消するための期間として地方最低賃金審議会で定める年数で除して得た金額とする。

(表 1)

ランク	都道府県	金額
A	千葉、 <u>東京</u> 、 <u>神奈川</u> 、愛知、 <u>大阪</u>	4 円
B	茨城、栃木、 <u>埼玉</u> 、富山、長野、静岡、三重、滋賀、 <u>京都</u> 、 <u>兵庫</u> 、 <u>広島</u>	1 円

C	<u>北海道</u> 、 <u>宮城</u> 、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	1 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	1 円

(表 2)

都道府県	平成 21 年度データ に基づく乖離額 (A)	平成 22 年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (= A - B)
北海道	4 4 円	1 3 円	3 1 円
宮城	2 0 円	1 2 円	8 円
<u>埼玉</u>	2 4 円	1 5 円	9 円
東京	4 6 円	3 0 円	1 6 円
神奈川	5 2 円	2 9 円	2 3 円
<u>京都</u>	2 1 円	2 0 円	1 円
<u>大阪</u>	2 4 円	1 7 円	7 円
<u>兵庫</u>	1 6 円	1 3 円	3 円
広島	1 8 円	1 2 円	6 円

2 (1) 目安小委員会は今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、雇用戦略対話合意に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、同審議会においては最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌され、かつ、上記の資料を活用され、その自主性を発揮することを強く希望する。

(2) また、東日本大震災により、経済・企業・雇用動向等に甚大な影響が生じた地域においては、上記 1 の目安を踏まえつつも、各県ごとの被害状況等に十分に配慮し、また、今後の復旧・復興状況も見据えつつ、地域の実情を踏まえて適切な審議が行われることを切に希望する。

(3) 昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降乖離額を解消することとされ

ていた5都道府県について、今年度の乖離解消額は、平成20年度以降の公益委員見解で示した考え方を踏まえれば、本来、最新のデータに基づいて算出された乖離額を、予定解消残年数で解消することを前提に定められるものである。

しかし、最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準との比較を行った結果、昨年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお平成20年度のデータに基づく生活保護水準と最低賃金との乖離額が生じていた9都道府県の全てにおいて、乖離額が昨年度と比較して拡大するといった状況が見られるところである。

このため、地域別最低賃金の具体的な水準は、労働者の生計費なканずく生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきものであることにかんがみ、今年度においては、上記の公益委員見解で示した考え方に基づく乖離額の解消方法を見直すこともやむを得ないものとする。

- (4) 具体的には、今年度の乖離解消額の目安については、乖離額を予定解消残年数で除して得た金額を原則とすることが適当である。ただし、宮城については、上記1(1)ただし書のとおり、地域の実情を踏まえて適切な審議が行われることを切に希望するものとし、外の4都道府県については、原則どおりとした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては、当該金額を原則としつつ、予定解消残年数に1年を加えた年数で除して得た額も踏まえて、審議を行うことが適当である。

- (5) 上記(3)・(4)の見直しに伴う乖離額の予定解消期間の見直しについては、昨年度の地方最低賃金審議会において、原則として今年度に乖離額を解消することとされていたケース（宮城、東京、神奈川及び広島）のうち、同(4)ただし書のケースに該当すると考えられる地域については、予定解消残年数に1年を加えた年数までと見直すことが適当と考える。

一方、昨年度の乖離額を同年度の地域別最低賃金の引上げにより一旦解消したケース（埼玉、京都、大阪及び兵庫）については、最新のデータに基づいて算出された乖離額について、平成20年度以降の公益委員見解で示した考え方を踏まえれば、原則として2年以内で解消することとなるが、最低賃金法第9条第3項の趣旨にかんがみれば、できるだけ速やかに解消を図ることが適当と考える。

なお、具体的な予定解消期間については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、同審議会がその自主性を発揮することを期待する。

- (6) また、今後の最低賃金と生活保護水準の比較については、引き続き比較時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。
- (7) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。